

平成 30 年度拡大編集委員会 議事録

日時	平成 30 年 10 月 12 日 (金) 14 : 30 ~ 15 : 30
場所	神戸国際会議場 5F・504+505 号室
出席者	萱場広之、村上正巳、盛田俊介、横田浩充、池田勝義、磯部和正、大久保滋夫、柏森裕三、康 東天、澤部祐司、清宮正徳、白井秀明、千本松貴明、通山 薫、中山智祥、萩原三千男、日高 洋、藤巻慎一、松原朱實、三島清司、三橋知明、宮下徹夫、行正信康、和田隆志、編集事務局 (田原完次)
欠席者	阿部正樹、石井潤一、渭原 博、氏家真二、岡野芳幸、長田 誠、静 怜子、渋谷和俊、ゞ谷直人、竹越一博、長井 篤、永井正樹、南木 融、野村文夫、春木宏介、菱沼 昭、松尾収二、
議 題	(1) 編集委員長あいさつ (2) 平成 29 年度拡大編集員会議事録の確認 (3) 投稿規定改訂の報告 (4) 会誌発行経過、進捗状況報告 (3) 第 25 回論文賞選考経過報告 (4) 投稿促進のための方策について (5) ご意見、ご要望など (6) その他 ・ 査読要領の作成について ・ 転載許諾について

議 事 録

1. 萱場広之委員長が今年 1 月から細萱茂実先生の後任として編集委員長に就任したが、既に査読などで編集委員の先生方にはお世話になっている旨のご挨拶があり、以下、議題に沿って審議した。
2. 平成 29 年度拡大編集員会議事録を確認した。
3. 投稿規程の改訂について、事務局より、第 4 項において筆頭著者と Corresponding author に「COI 申告書」の提出を義務付けることを明記し、第 8 項の「研究倫理に関して・・・」については日本臨床検査医学会の「臨床検査を終了した残余検体の使用について」が 2018 年 1 月に改訂されたのを受け、「臨床病理」の投稿規程に合わせて修正した旨の説明があった。
4. 会誌の発行状況について 事務局より、発行は順調に進捗したが、論文投稿が減少気味で、各号 1 ~ 2 編掲載論文が減っている旨の報告があった。併せて、発行予定の 43 巻 5 号および 44 巻 1 号については、原稿は全て揃っている旨の報告があった。
- 5 第 25 回論文賞の選考経過について、萱場広之委員長から編集委員の採点で得点の高かった論文について、各種統計処理してみたが結果は変わらず、下記 2 編を論文賞に決定した旨の報告があった。
 - ① 虎の門病院臨床検体検査部 戸来 孝 先生
「化学発光酵素免疫測定装置によるインスリン測定法の評価とインスリン製剤に対する反応性について」
 - ② 飯塚病院 中央検査部 秋永 理恵 先生
「外来患者への採決業務改善のための採血難易度と採血技術レベルのマッチング」
6. 論文投稿の促進のための方策について意見を伺った。
 - ・ 査読依頼してから 2 週間を超えた場合に速やかに催促する
 - ・ 査読から受理までの時間短縮が必要である。
 - ・ 迅速審査希望申請を行ってはどうか (それなりの理由を申請)。
 - ・ 電子投稿にする (ワードにてメール投稿)。
 - ・ 企業からの投稿を増やす (新製品紹介枠、機器試薬セミナー枠などをあらかじめ作っておく)

(現在、総会、春季セミナーのシンポジウムや一般演題の座長推薦なども含めて努力中)

7. ご意見・ご要望

昨年の議事録の6.に「ご要望のあった項目については継続して検討して行く」とあるが、その検討結果に対する報告がないとの意見があった。

8. 査読システムの変更と査読規定(指針)の改訂について

- ・倫理に関するチェックは原則投稿者の責任において行うが、査読者が必要と判断した場合は指摘を行う。
- ・投稿規定内の倫理的事項についての記載のしかたについては様々な意見が出されたが、現行のまま掲載する。原則として投稿者が事前に倫理審査の必要性については判断されていることが前提であるが、特に査読者および編集長が倫理審査について疑義がある場合には指摘・確認を行う。
- ・査読者を1名から2名にしてはどうか。(意見が分かれる場合には編集長が判断して掲載可否を決める。1名からしか返事が来なくても、査読期限に達した時点で査読結果を返信する。)
- ・査読の一定のレベルを保つために査読指針を新設する(担当、弘前大学 萱場教授、東北大学 藤巻技師長→紙上編集委員会で審理→理事会で承認)
- ・3号と5号の間に総会抄録集(4号)がはいるため、3号と5号の発行時期に4-5か月間の間が空いて、論文によっては受理から出版まで時間が空く。現在、総会抄録集を4号にしているが、抄録集を補冊とし、他の号を定間隔で出版するようにしてはどうか。

9. 編集委員の増員について

萱場広之委員長から生理部門、微生物部門などについての新たな編集委員の増員の必要性について説明があり、増員について承認された。

10. 企業(今回は富士レビオ)からのJJCLA掲載論文を英文化し、宣伝目的で転載する要望について

- ・以下に示す本学会のJJCLA雑誌の転載許諾に関する規約に従うこと。
- ・2次利用であることを明記すること
- ・責任著者に転載についての事前承諾を得るとともに、COIについて責任著者に確認すること
- ・使用する最終案については転載前に本誌編集部へ原稿を送付し、適正な引用になっているか確認を受けること。

●COI, 倫理委員会の見解について

転載の場合は著作権が問題になるので、その点について承認があれば原則許可である。ただし、ケースバイケースで、一般的なラインで一律に規定するのは難しい。様々なケースの例として、

① 著者に依頼元の会社員が入っている場合、

② 転載

資料を宣伝目的に使用する場合(使用料金が発生する場合がある。通常50万円程度が妥当だが、この点については編集委員会ではなく、理事会での議論が必要。)

③ 転載記事を試薬の承認などに使用する場合は、公的意味合いが強く、編集委員会単独の判断ではなく、理事会での議論が必要である。

以 上

(資料)

転載許諾依頼

当学会刊行の著作物について、転載許諾のご依頼がある場合は下記の「転載許諾願」を学会事務局までご提出ください。

なお、ISSN 番号を持った雑誌に邦文を全文英訳しての転載は許可しておりませんので、ご了承ください。

日本臨床検査自動化学会会誌(JJCLA)掲載論文を他誌への転載等を希望される方へ

■邦文転載

・責任著者の事前承諾を得ることを条件に許可いたします。

■英訳転載(外国語翻訳)

ケース1

ISSN 番号を持った雑誌に邦文を全文英訳して転載の場合――→許可できません。

ケース2

論文の要旨を作成して自社ホームページに掲載の場合――→著作権使用に該当します。責任著者の事前承諾を得ることを条件に許可いたします。

ケース3

論文を英訳して海外の診断薬認可申請添付資料に使用する場合――→責任著者の事前承諾を得ることを条件に許可いたします。

いずれの場合も当学会への許諾願の提出は必要ですので、以下のフォーマットをご提出ください。

※転載したい文章、図表も印をつける等明示の上、あわせてご提出ください。

転載許諾願のダウンロード

提出先

一般社団法人日本臨床検査自動化学会
113-0033 東京都文京区本郷 4-2-5MA ビル 6F
FAX:03-3813-6679
e-mail:jjidouka(アットマーク)jscla.com

転載許諾願

貴学会刊行の下記著作物の中から、次の図表／文章を転載させていただきたくお願い申し上げます。

【用途・理由】

原典

雑誌名／書籍名	
論文名	
著者	
巻／頁	巻 頁
図	あり ・ なし
発刊日	年 月

転載先

雑誌名／書籍名	
著者／編纂者	
論文	
章／項・ISSN	章 項 ; ISSN番号 :
発刊予定	年 月
英語翻訳	あり ・ なし

許可願者の氏名、連絡先

社名	
所属	
氏名	
住所	(-)
メールアドレス	@
電話	

年 月 日

上記転載申請について

(著者の事前承諾必須の上で)許可します (ただし、出典の明記必須とします)

許可しません
(
(その他 ;

)

)

一般社団法人 日本臨床検査自動化学会

以 上